

平成18年度におけるCJDサーベイランス体制の強化

本年2月に国内における最初のvCJD症例が確認されたことを受け、CJDの確定診断等に対する支援を行うことなどにより、CJDサーベイランス体制の強化を図るものである。

1 神経難病患者在宅医療支援事業(改) 18百万円 → 24百万円

クロイツフェルト・ヤコブ病等神経難病について、新変異種を早期に確認し、その原因究明及び感染経路等を解明するため、神経難病患者を診察した医師が、診療上、疑問点を抱いた場合等に緊急にその疾患の専門医等と連絡が取れる体制を整備するとともに、新変異種等の対応に苦慮する症例に際し、担当医が都道府県に専門医の派遣を要請し、都道府県が医師等を派遣する体制等を整備する。

- 実施主体 : 都道府県
- 事業内容
 - ・ 支援チーム派遣経費(既定分)
 - ・ 確定診断(剖検等)経費(新規分)

2 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業(改)

※保健衛生施設等設備整備費<メニュー>

入院医療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保、受入れ体制等の整備が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院への医療機器設備の整備を推進するものである。

- 実施主体 : 地方公共団体、公的医療機関及び医療法人等非営利法人
- 事業内容
 - ・ 人工呼吸器(既定分)
 - ・ 患者監視(モニタリング装置)(既定分)
 - ・ 電気メス(新規分)
 - ・ 電気鋸(新規分)

3 CJD二次感染防止に関する検討会経費(新規) 0百万円 → 30百万円

CJD感染拡大防止の観点から二次感染リスクを生じた者に対する対応を検討し、適切な支援方策のあり方等を検討する。